

長浜市告示第139号

長浜市担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱（令和4年長浜市告示第212号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「ため」の次に「、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下この条及び次条において「地域農業構造転換要綱」という。）」を、「基づき」の次に「、地域農業構造転換要綱に規定する事業」を加える。

第2条中「補助率は」の次に「、地域農業構造転換要綱第2の1」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分の制限）

第7条 規則第20条に規定する財産処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた耐用年数（以下「耐用年数」という。）とする。

2 規則第20条の規定によりあらかじめ市長の承認を受けようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。